

令和 7 年（2025 年） 3 月 1 8 日

報道機関各位

病院の施設基準等に係る適時調査の指摘への対応について

市立ひらかた病院では、令和 6 年 8 月 19 日に近畿厚生局による「施設基準等に係る適時調査」が実施されました。これは、国が保険医療機関に対し施設基準等の届け出内容を調査・確認するため定期的に実施される調査です。

この度の調査におきまして、「緩和ケア病棟における施設基準の届出要件を満たしていない期間がある」との指摘があり、不適切なものがあればすでに支払われた入院料を返還するよう命令を受けました。

この度、自己点検作業が終了し、近畿厚生局へ関係書類を提出し、具体的返還額の調整を行うこととなりましたので、その内容について報告します。

記

1. 返還命令の詳細

緩和ケア病棟である本院 7 階西病棟においては、診療報酬として緩和ケア病棟入院料 1 を算定しています。

緩和ケア病棟入院料 1 を算定するには、夜勤看護師を 2 名以上配置しなければなりません。令和 3 年 6 月から令和 6 年 8 月までの間で、1 月のうち 7 日程度、准看護師と看護師の 2 名が配置されていたため、夜勤における看護師の必要数を満たさない日があったとされたものです。

2. 原因

令和 2 年 3 月に発生した新型コロナウイルス感染症への対応が長期に及ぶ中、感染症患者を受け入れていた 7 階東病棟で当初から 1 年以上にわたり勤務していた准看護師に疲労が顕著に現れていました。そこで、当該准看護師を令和 3 年 6 月に緩和ケア病棟である 7 階西病棟へ配置換えを行いました。配置換えに際して、急性期一般入院料の看護師配置要件は、看護職員（看護師、准看護師）となっており、緩和ケア病棟においても同様との間違った認識を持っていたことから、今回このような指摘を受けることとなったものです。

3. 返還について

緩和ケア病棟入院料1と急性期一般入院料1との入院料の差額について返還を要することとなります。現在、近畿厚生局、各保険者による精査が行われており、金額等が確定次第、補正予算を計上し、補正予算議決後、速やかに各保険者及び個人への返還を行います。なお、返還の対象者は約450人、返還金額は保険者と患者分を合わせて約3億2,000万円程度となる見込みです。

4. 再発防止の取り組みについて

今回の事案が、配置替えを行った看護局及び施設基準を担当する事務局医事課の認識不足に起因することから、改めて、本件にかかわった職場及び職員全体に対し、今回の事案が本院に与える多大な影響を認識し、再発防止に徹底して取り組むよう、病院事業管理者からの注意喚起（訓示式）を行うとともに、病院全体に対し綱紀粛正を求める通達を行います。

今後は、診療報酬の請求及び施設基準の届出事務を担当する医事課において、複数名の担当者を配置し、相互にチェックを行う体制を構築するとともに、各部署の所属長との連携強化を図り、定期的に各部署に関する施設基準についてチェックします。

また、施設基準に関し、専門的な知識を有する第三者による勉強会の開催など、職員の施設基準に対する理解を深める取り組みや、施設基準管理士などの資格取得に向けた支援などの人材育成に取り組めます。

担当：市立ひらかた病院 事務局 医事課
電話 072-847-2821（内3304）